

高南小学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 条。以下「法」と呼ぶ）第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）、「豊島区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「豊島区立高南小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめの定義といじめ防止対策推進法について

(1) いじめの定義

『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』をいう。

(2) いじめ防止対策推進法

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律

2. 学校基本方針の目的

いじめはどの学校でも起こりうるという事実を踏まえ、児童の人権を守ることを目的に、いじめ問題に対して教育委員会・学校・地域・家庭・関係機関が相互に連携・協力し合いいじめの未然防止・早期発見・対応・迅速な対応に取り組み、児童に「いじめをしない、させない、見て見ぬふりを許さない」という気持ちを徹底させ、児童の健全育成を目指す。

3. いじめ防止に向けた取組

【未然防止】

- 教育活動全体による道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動の充実・推進
- 情報モラル教育（インターネットを通じて行われるいじめへの対策）
- 家庭と連携した基本的生活習慣の確立
- 「いじめは絶対に許さない。」とする学校全体における指導の徹底
- 「いじめをしない させない 見て見ぬふりも許さない」学校・学年・学級の雰囲気
- 一人一人の児童を大切にする授業づくりや学級経営
- 適切な人間関係づくりと児童の自己肯定感・自己有用感の育成（ハイパーQ U の活用、ハイパーQ U の校内研修）
- 児童主体のいじめ防止活動（人権週間等）
- 保護者への啓発（学校経営方針、学校便り等）

【早期発見】

- 日頃から小さな変化や危険信号を見逃さない。（中休み、昼休み 掃除 放課後）
- 定期的な調査や教育相談の実施。
- 児童・保護者が担任、スクールカウンセラーに相談しやすい教育相談体制の整備
- 管理職への報告・連絡・相談の確実な実施。

【いじめに対する適切な対処・解消】

学校全体で組織的に指導・支援を行う。

- いじめと疑われる行為を発見した場合
- 暴力を伴ういじめの場合
- 児童や保護者からの相談
- いじめの発見・通報を受けた場合
- 児童の聞き取りに際して
- いじめた児童が複数いる場合

その場でその行為を止める

その場でその行為を止めるとともに、連絡し複数の教員が直ちに現場に駆けつける。

真摯に傾聴し、適切に事実関係の確認を行う。

速やかに関係児童から聞き取るなど、いじめの正確な実態把握を行う。

聞き取り場所、時間に配慮する。

同時刻に個別に聞き取りを行う。必要に応じて動じ聞き取りを行う

- 現状・経緯・背景。人間関係の継続的な調査
- 2週間以内の解消を想定した短期計画
- 人間関係再構築等の再発防止中長期計画

高南小学校いじめ防止委員会

(1) 設 置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、本校に「いじめ防止委員会」を設置する。

(2) 構 成

校長（委員長）、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、校長が必要と認める教職員

(3) 役 割

【いじめの未然防止・早期発見】

- いじめへの組織的対応の徹底
- いじめの未然防止
- いじめの早期発見
- 関係機関との連携

【いじめの迅速な解消】

- 適切な状況把握
- 計画に基づいたいじめ解消の取組の実施
- 児童への指導、保護者への啓発
- 教育委員会への報告

(4) 年間計画

月	内 容
4 月	要配慮児童への支援・指導研修 第1回いじめ防止委員会
5 月	教育相談体制の周知徹底 第1回 i-check 調査
6 月	ふれあい月間・調査
7 月	個人面談
8 月	校内研修会
9 月	第2回いじめ防止委員会 第2回 i-check 調査
10 月	
11 月	ふれあい月間・調査
12 月	個人面談 校内人権週間
1 月	第3回いじめ防止委員会
2 月	ふれあい月間・調査
3 月	第4回いじめ防止委員会

高南小学校いじめ緊急対策委員会（重大事態への対処に向けて）

いじめにより以下①または②と校長が認めた場合、迅速に設置できるよう、本委員会を予め設置する。

- ①児童に心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある
- ②児童・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。

(1) 構 成

いじめ防止委員会の構成員に加え、教育委員会職員（心理職、指導主事等）及び校長が必要と認める者（学校関係者等）

(2) 役 割

- ①速やかな事実調査、教育委員会への迅速な報告
- ②いじめ解消計画の作成、実施、評価に基づいた修正
- ③いじめを受けた児童の保護・支援
- ④いじめを受けた児童の保護者への連絡（情報提供）
- ⑤いじめを行った児童への指導、措置
- ⑥いじめを行った児童の保護者への協力要請・啓発
- ⑦教育委員会・児童相談所・警察・関係機関との連携
- ⑧教育委員会・区長の求めに応じた対応
（報告書・記録の作成、ヒアリング、新たな調査の実施 等）